

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2008年4月1日

2010年4月1日

2014年4月1日

2021年10月1日

- 1 この申合せは、中京大学教務規程第5条第4項の規定に基づき、全学開放科目に関する事項を定める。
- 2 学生は、全学開放科目を履修することができる。
- 3 全学開放科目の履修単位数は、各学部が定めた学期履修制限単位に含める。
- 4 学部教授会は、開講科目の決定の際に全学開放科目を併せて決定する。
全学開放科目選定に関するガイドラインは、別に定める。
- 5 全学開放科目の修得単位は、卒業所要単位に含める。
- 6 ① 5による単位集計区分及び単位の上限は、以下の通りとする。
 - ・2021年度以前入学生 学部固有科目選択科目 上限4単位
 - ・2022年度以降入学生 全学共通科目選択科目 上限8単位② 5による単位の上限を超えて修得した授業科目は、自由科目とする。
- 7 この申合せの改廃は、教養教育研究院教授会及び教務委員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この申合せは、2004年12月15日から施行する。

附 則

この申合せは、2006年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2008年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2010年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2014年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2021年10月1日から施行する。